国会事項

衆議院

質問書提出

二月二十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

死刑囚への死刑執行告知時期等に関する質問主意書（石川知裕提出）

会議

二月二十六日(火曜日)午後零時三十分　本会議

参議院

議事日程

二月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第七号

平成二十五年二月二十六日（火曜日）

午後三時五十分開議

第一　国家公務員等の任命に関する件

議案付託

二月二十五日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第一号）　内閣委員会に付託

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）

総務委員会に付託

質問主意書提出

二月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

高江ヘリパッド工事における土砂崩落事故に関する質問主意書（糸数慶子提出）(第四〇号)

質問主意書転送

二月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

国の統治形態に関する質問主意書（江口克彦提出）(第三二号)

リハビリテーションを重視した介護サービスの在り方に関する質問主意書（江口克彦提出）(第三三号)

尖閣諸島をめぐる問題に対する国連や国際社会への対応に関する質問主意書（藤末健三提出）(第三四号)

尖閣諸島に対する米国の態度に関する質問主意書（藤末健三提出）(第三五号)

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉に関する質問主意書(藤末健三提出)(第三六号)

中国空軍戦闘機接近が発生した際の自衛隊所属戦闘機による緊急発進に関する質問主意書（大野元裕提出）(第三七号)

質問主意書と答弁書に関する質問主意書（有田芳生提出）(第三八号)

平成二十五年度の原子力発電関連予算に関する質問主意書（福島みずほ提出）(第三九号)

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はアメリカ合衆国へ出張のところ二月二十四日帰朝した。

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　　菅　　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○財務大臣臨時代理

同　　甘利　　明

財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　　甘利　　明

内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる(以上二月二十四日)

法務省

○定年退官

佐賀区検察庁副検事田中繁は、検察庁法第二十二条の規定により二月二十三日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、大韓民国大統領朴槿恵閣下の大統領就任につき、二月二十五日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成25年２月27日

農林水産大臣　林　　芳正

抜海地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　平成25年２月27日から平成25年３月19日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局稚内開発建設部及び稚内市役所

農林水産省防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十六条第一項の規定に基づき、農林水産省防災業務計画を修正したので、同条第二項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十五年二月二十七日

農林水産大臣　林　　芳正

農林水産省防災業務計画の修正について

一　修正の目的　平成二十三年十二月及び平成二十四年九月の防災基本計画の修正等に伴い、所要の修正を行った。

二　修正年月日　平成二十五年二月二十七日

三　修正の要旨　地方公共団体からの要請を待たずに物資の調達・供給を行う仕組みの構築等の修正を行った。

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年２月27日

近畿地方整備局長　谷本　光司

道路の種類	路線名	区間
一般国道	2号	神戸市垂水区塩屋一丁目442番1から同市垂水区塩屋一丁目267番1までの上り線
		神戸市垂水区塩屋一丁目267番1から同市垂水区塩屋一丁目1658番11までの下り線

九頭竜川水系足羽川ダム建設事業に係る環境影響評価書の縦覧について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二十一条第二項及び法第二十五条第二項の規定に基づき、九頭竜川水系足羽川ダム建設事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しましたので、法第二十七条の規定に基づき次のとおり公告し、評価書、これを要約した書類及び法第二十四条の書面（以下「評価書等」という。）を縦覧に供する。

平成二十五年二月二十七日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　事業者の氏名及び住所

事業者の氏名　国土交通省近畿地方整備局長　谷本　光司

事業者の住所　大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号　大阪合同庁舎第一号館

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称　九頭竜川水系足羽川ダム建設事業

対象事業の種類　ダム新築事業

対象事業の規模　貯水面積約九十四ヘクタール（サーチャージ水位における貯水池の区域の面積）

三　対象事業が実施されるべき区域

福井県今立郡池田町

四　関係地域の範囲

福井県福井市及び同県今立郡池田町

五　評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号　大阪合同庁舎第一号館

国土交通省近畿地方整備局総務部総務課（情報公開室）